「緊急時作業被ばく限度引き上げ中止と原発再稼働中止を求める緊急申し入れ」 関連質問 その2

2015年6月30日

原子力規制委員長 田中俊一 様厚生労働大臣 塩崎恭久 様

6月9日(以下「前回)と記す)に「緊急時作業被ばく限度引き上げ中止と原発再稼働中止を求める緊急申 し入れ」を行い、関連質問について政府交渉を行いました。その回答、質疑を踏まえて下記の事項を質問し ますのでご回答ください。

質 問 項 目

- 1. 厚生労働省は100~150ミリシーベルトで精子数減少など急性放射線障害が出ることを認めながら、250ミリシーベルト以下では「重篤または永久に続く急性放射線障害は起こらない」と主張しました。
- (1) 厚労省として、労働者の「重篤または永久に続く急性放射線障害」以外の急性放射線障害を無視して よいと主張する法的根拠、特に、それが労働安全衛生法の目的(第一条)に違反しないと主張する法的根 拠を示してください。
- (2) 私たちは、「重篤または永久に続く急性放射線障害」以外の急性放射線障害も労働災害であり、その発生を防止するのが労働安全衛生法に則った行政の在り方だと考えますが、いかがですか。
- (3)緊急時被ばく限度を250ミリシーベルトに引き上げれば、将来にわたって健康障害の発生を高める「下痢、出血傾向、脱毛などの急性放射線障害」の危険にさらすことになります。これは労働災害を防止することを目的とした労働安全衛生法に反すると私たちは考えますが、いかがですか。
- (4) 前回の交渉で私たちが問い質した、イリジウム事故の患者の症例について。
- (i) (前回質問書表 1)のうち KJ, MK, MI, TS さんら 4 名に認められた染色体異常 (二動原体及び環状染色体) はイリジウム線源による放射線被曝の結果であり、観察した細胞数 (計 2700 個以上) からしても、生物学的線量推定は (95%信頼区間の範囲で) 科学的に信頼できるものであると私たちは考えますが、いかがですか。
- (ii) 上記患者 KJ,MK,TS さんらに、明らかな骨髄の低形成の所見を伴う、末梢血白血球の低下が認められています。特に、MK,TS さんは、生物学的線量推定の上限値でみても、今回の法改定で問題になっている 100~250mSv の線量に相当しており、そのような線量においても骨髄の低形成の所見を伴う、末梢血白血球の低下がみられています。これは緊急時被ばく限度を 250mSv に引き上げた場合、労働者に同様の急性症状が生じる可能性があることを示していると私達は考えますが、いかがですか。
- (iii) 東電福島第一原発事故時に、労働者が置かれた状況(狭い場所に多人数が長時間滞在する、食事や保 清が十分でない等)の経験を踏まえると、特に緊急時における、このような骨髄の低形成の所見を伴う末 梢血白血球の低下は、感染症等のリスクを高める重要な要因となります。これは重篤な急性放射線障害に 相当すると私たちは考えますが、いかがですか。
- 2. 厚生労働省は、緊急時被ばく限度の引き上げは「労働者保護の観点からは逆行する」、「上げずにすむなら、上げたくない」と言いながら、「原発重大事故による破滅的事態の回避の為には、労働者の健康リスクと

周辺住民の生命・財産を守る利益を比較して判断する」と正当化しようとしました。これまでの検討経過から、正当化については、原子力規制委員会も同様の見解であると考えます。

- (1) 労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較することは労働者の人権をふみにじることのうえにしかできないと考えますがどうですか。
- (2) 労働安全衛生法の目的は労働現場における労働災害を防止することにあり、いかなる理由によっても労働災害の発生を容認することではないと私たちは考えますが、いかがですか。
- (3) 労働災害の発生を容認しなければ成立たないような労働は、そもそも禁止するか、禁止を勧告するのが労働安全衛生法に沿った行政の在り方だと私たちは考えますがいかがですか。
- (4)以上、私たちは、労働者の人権を踏みにじり、労働者保護から逸脱し、労働安全衛生法違反の緊急時被ばく限度引上げを撤回すべきだと考えますが、いかがですか。
- 3. 昨年7月30日、田中俊一原子力規制委員長は、「原子力規制委員会は、現在、緊急作業時の被ばく線量限度を100ミリシーベルトとして、規制を行っています。しかし、それを超えるような事故が起こる可能性を完全に否定することはできないというのが私どもの考え方です。」と述べています。
 - (1) 前回の交渉の場で原子力規制庁は、「審査をして再稼働を認めるが、万々一に備え被ばく限度を引き上げる」と言い続けました。これは国民の多数が再稼動に反対で原発重大事故を繰り返してはならないと考えていることを無視した態度であり、強く抗議します。
 - (2)「重大事故を完全には否定し切れないにもかかわらず原発を再稼働する」ことをやめれば、このような被ばく限度の引き上げなど必要ないと考えますがどうですか。
 - (3) 我々は万々が一にも原発重大事故はあってはならないと考えます。規制庁はどうですか。
 - (4) 原子力規制委員会は重大事故が起こる可能性を否定できないと認めているにもかかわらず、川内 1・2 号や高浜 3・4 号などに原子炉設置変更許可(再稼働認可)を出しています。これが、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 4条 3 項の「原子炉による災害の防止上支障がないものであること」という条件を満たしていると判断した科学的・法的根拠を示してください。
- 4. 東京電力福島第一発電所も「緊急時被ばく線量引き上げ」の対象施設になっています。どのような事故 (事態) を考えているのか、具体的に示してください。
- 5. 厚生労働省は、緊急時作業被ばく労働者のその後の通常被ばく労働について、生涯 1000mSv を導入して 線量管理しようとしています。前回、緊急時被ばくのリスクは平常時の被ばくよりも高まるので健康管理に 注意すると答えましたが、生涯 1000mSv で線量管理を行うとの主張は変えませんでした。
 - (1)「5年間に100mSv以下かつ年間50mSv以下」の現行線量限度は短期間の高線量被ばくと長期間の大量被ばくを許容する「生涯1000mSv以下」の考え方とは明らかに異なりますし、後者は法令に定められた線量限度ではありません。にもかかわらず、後者を法令に定められた法的線量限度であるかのようにみなし、緊急時被ばくと平常時被ばくを区別して管理しながら、生涯線量として合算して管理するのは、平常時における現行線量限度の法体系を無視し、なし崩し的に違法状態を作り出し、それを容認するものであり、違法だと私たちは考えますが、いかがですか。また、このような運用を行えば、内規で示される1000mSvが独り歩きし、被ばく管理の手抜きや軽視が横行することになると私たちは危惧しますが、いかがですか。厚生労働省はこの危険をどのように防ぐつもりですか。
 - (2) 厚生労働省は、緊急時被ばくのがん・白血病に関するリスクは平常時の被ばくよりも高まる(2倍になる)ことを認めながら、これらを生涯線量として合算する際には、なぜ、緊急時被ばく線量を2倍にして管理しないのですか。このように管理すれば、平常時の被ばく線量限度が小さくなりすぎて労働者に被

ばく労働を強要できなくなるからだと私たちは考えますが、いかがですか。

6. 質問Ⅱ(3)に対する前回の下記の回答は回答になっていません。現行法の下で、福島事故緊急作業従事者のうち平常時の被ばく限度を超えている労働者には被ばく労働以外の職場・生活の場を保障すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

【前回の質問】:福島事故緊急作業の高線量・大量被ばく労働者に対しては、現行の「5年で100mSv」の被ばく限度を厳格に守り、この限度ギリギリの労働者や既に限度を超えた労働者には被ばく労働ではない職場・生活の保障をすべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

【前回の原子力規制庁の回答】: 5 年で 100 というのがベースになっているんですけど、一方で ICRP でも緊急作業の時に 500 ミリシーベルトまで許容されるというのがありますので、国際的な考え方も踏まえまして通常時だけでなく緊急作業の規定も設けるということです。

- 7. 前回フクシマ原発労働者相談センターが行った下記の意見表明に対して、政府の回答を求めます。
 ①福島原発の労働者からの相談が多いのは、特勤手当、危険手当の未払いの問題です。除染労働の場合は特
 勤手当が別枠になっていますから明確だが、福島原発で廃炉労働に当たっている方には明確にされていない。
 元請、一次、二次、三次、それぞれの働く場所によって特勤手当が出ているところと全くもらっていないと
 ころがある。雇用契約約款を見ると基本給のみで明確にされていないのです。すべての福島原発労働者の雇
 用契約約款に「危険手当」をふくめるよう指導すること。また、この問題に対して、多重構造のもとで働く
 労働者の賃金構造を担当する部署の見解を明確に示すこと。
- ②労働環境、厳しいのはもちろんですけど休憩施設や休養施設が非常に少ない、狭い。確かに今回休憩室ができ幾分前進したのかもしれないがまだまだ劣悪な、本当に、横になれない、非常にひどい状況で休まざるを得ない。休憩所に行くにも時間がかかりますし、そこでマスクを外してそれからですから実際には休憩時間が取れていない。昼ご飯も食べる時間がなくて途中で終わるとか、そういう状況がたくさん出ています。休憩時間が十分に取れる条件を事業者に義務付けること。
- ③原発労働者の居住、住いの問題です。1つの部屋に何人も居住していて、プライバシーがない。四六時中一緒ですから、やはり言いたいことも言えない。そういうプライバシーがないところですが大変家賃も高いらしい。それがますます働きにくくしている状況だと思います。ですから労働者の健康と、プライバシーが守れる居住環境について国としてきちんと東電なりあるいは元請業者を指導すること。

以上

双葉地方原発反対同盟、フクシマ原発労働者相談センター、原水爆禁止日本国民会議、全国被爆2世団体連絡協議会、原子力資料情報室、川内原発建設反対連絡協議会、島根原発増設反対運動、原発いらん!山口ネットワーク、原発さよなら四国ネットワーク、原発はごめんだヒロシマ市民の会、反原子力茨城共同行動、若狭連帯行動ネットワーク、I 女性会議、原子力行政を問う宗教者の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン